

第1 設置の意義

先の大戦が終わってから、早くも半世紀の歳月が流れた。この半世紀、わが国は、平和を享受する中で、国民の暮らしは飛躍的に向上し、産業・経済・文化など様々な分野で、めざましい発展をとげてきた。とりわけ、この地域の産業・経済は、戦前からの産業・技術の集積を生かし、産業技術首都と言われるほどに大きく成長、発展してきた。

いまから50年以上前、戦時体制のもとで、成人男子の大半が兵役に召集されて戦場に赴き、留守を預かる女性も耐乏生活を余儀なくされた。また、学徒や女性は軍需工場に動員され、小学生は親元を離れて農村へ集団疎開するなど、県民のすべてが苦しい生活を強いられた。加えて、軍需工場が集中していたこの地域への空襲は熾烈を極め、市街地は一面の焼け野原となった。

長期に及んだ戦争により、戦場となったアジア諸国を始めとする地域や日本国内各地において多くの尊い生命が犠牲となった。

半世紀が過ぎた今日、戦争を体験した人は少なくなった。街並みは一変し、もはや街の中に戦争の傷痕を見ることはほとんどない。

いまや戦争を知らない世代が社会の大半を占めるようになり、多くの県民にとって戦争の記憶は日々遠いものになりつつある。また、戦争の惨禍を物語る貴重な資料や当時の生活を伝える品々も、都市化の進行や生活様式等の変化に伴って急速に失われつつある。

私たちは、今日の豊かな社会にあっても、その平和と繁栄が、先の大戦とそれに続く苦難の時代の大きな犠牲のうえに築かれたものであることを決して忘れてはならない。そして、再び戦争の惨禍を繰り返すことなく、これからも平和で豊かな社会が発展していくよう、たゆまぬ努力を続けていかなければならない。

そのためにも、当時の県民が体験した戦争の悲惨さと平和の尊さを末永く後世に伝えるとともに、戦争の残した計り知れない教訓を永遠に歴史の中に残していくことが急務である。

* * * * *

第二次世界大戦後長く続いた東西冷戦が終わり、世界はいま、平和への道をたどりつつあるように思われる。しかしながら、いまなお地球上では、民族や宗教の違いなどに起因する地域紛争が生起するとともに、貧困、飢餓、環境破壊など様々な形で、世界の平和が脅かされている。戦争は決して過去のものではなく、平和な世界が構築されるまでには、まだまだ克服すべき幾多の課題が山積している。

21世紀を戦争のない平和な世紀とするためには、各国が協調し、国際的に困難な問題を克服していかなければならないが、国際化の進む今日、私たちの幸せや豊かな暮らしも、ますます世界の平和と密接な関わりを持つようになってきており、県民の一人ひとりが平和に対する意識を高揚していくことが、世界の平和を実現するうえでの重要な要素であるといえる。

そうした状況の中であって、過去の戦争を次代に正しく伝え、平和を希求する心を育てていくことは、新しい時代の平和の基礎を築くためにも極めて重要である。

21世紀を間近に控え、いま世界は、戦争に終止符を打ち、平和を基調とした新しい国際秩序づくりを模索している。愛知県や名古屋市においても、20世紀最大の出来事であった戦争の教訓を風化させることなく21世紀に引き継ぐとともに、平和を願う県民の共有の財産として、いつまでも平和の大切さを発信し続ける博物館的機能をもった施設の設置がぜひとも必要であると考えます。

第2 設置の目的・基本的性格

1 設置の目的

戦争体験を次の世代に引き継ぎ、戦争の残した教訓や平和の大切さを県民が学ぶことにより、平和を希求する豊かな心を育み、平和な社会の発展に寄与する。

2 基本的性格

(1) 県民の戦争体験を継承する

県民の戦争体験を次代に伝え、戦争の悲惨さと戦争が残した貴重な教訓を後世に継承していく。

(2) 戦争と平和について学び、考える

学校教育における歴史学習や県民の生涯学習の場として、一人ひとりが戦中戦後の歴史を振り返り、戦争と平和について広く学び、考える。

(3) 戦争犠牲者を追悼し、平和を祈念する

先の大戦で犠牲となった人たちを追悼するとともに、平和を祈念し、二度と戦争を起こさないという決意を新たにす。

(4) 平和のための交流を深める

県民の交流や国際的な交流を通して、平和のための相互理解を深める。

第3 事業計画

1 事業計画の検討にあたって

(1) 次世代型施設への模索

戦争に関する資料館（以下「資料館」という。）は、戦争体験を持つ人々が少なくなる21世紀という新しい時代状況のなかで開設されることを重視しなければならない。こうした状況の中では、貴重な戦争体験を確実に次世代に伝えるとともに、長期的な課題として、「戦争体験を持たない世代が、さらに戦争体験を持たないその次の世代へ、戦争体験をいかにして伝えていくのか」ということを考えていかなければならない。

この課題は、ひとり資料館のみの課題ではなく、広島、長崎、沖縄を始めとする戦争体験及び平和に関する類似施設全体が抱える21世紀に向けての課題である。こうした状況を踏まえ、21世紀を視野に入れ、戦争体験の継承のための次世代型の施設づくりをめざすものとする。

(2) 多様な利用形態への対応

まず、多くの方々に来館していただける工夫をしなければならない。そのための情報発信が重要になる。広報活動の強化など、様々な工夫が必要である。

次に、戦争体験を持たない来館者に対して、より一層わかりやすく、実物資料を駆使した興味をひく展示、情報提供を行わなければならない。そのためには、来館者の新しいニーズを十分に検討し、それに対応しなければならない。また情報提供の方法なども、一層の工夫を凝らすようにしなければならない。

さらに、必ずしも来館を前提にしない利用形態についても検討しなければならない。インターネットや出版といった多様なメディアを駆使して情報を発信し、家庭や学校などでも資料館の中身に触れることができるようにする。そしてこうしたコミュニケーション手段を通じて、最終的には資料館に足を運び実物資料に触れるという行動を促すといった工夫も必要である。

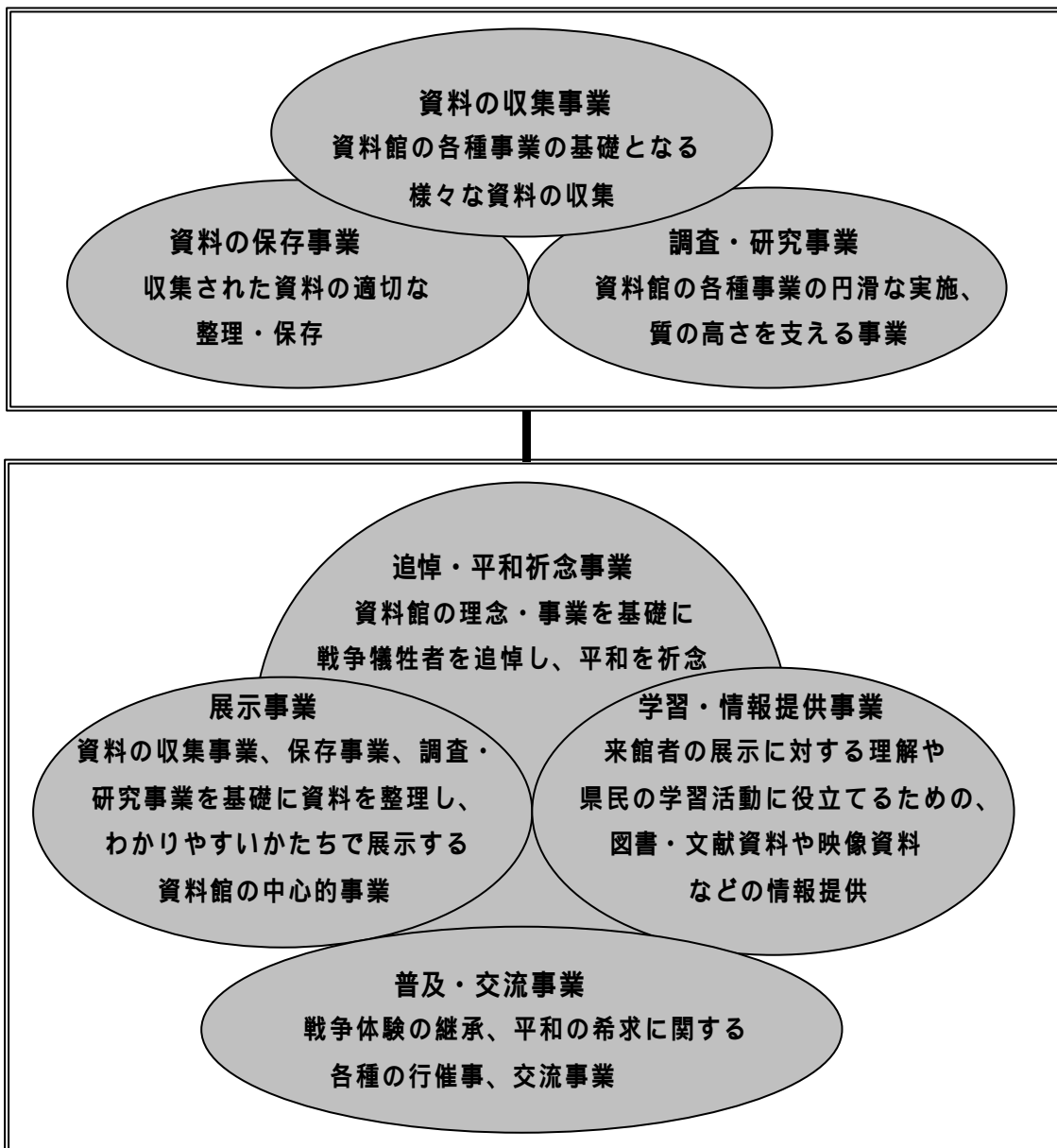
(3) 地域の戦争に関するデータベース

資料館は、地域の戦争体験に関する資料や資料に基づく様々な情報の集積される場所である。つまり、戦争体験に関する地域のデータベースであり、世代を超えて、次々と手渡されていくデータベースである。

こうした機能を十分に発揮できるよう、資料や資料に基づく情報の整理や検索システムなどを整備しておかなければならない。

2 事業の内容

(1) 事業の種類と体系



(2) 資料の収集事業

ア 資料の所在調査

引き続き資料の所在調査を実施する。今後ますます資料は収集しにくくなると思われるので、個人や企業などに対するよりきめの細かい調査を実施する必要がある。また、戦争体験者の高齢化という実情を考えれば、戦争体験者の証言の聞き取り調査も緊急の課題である。

こうした資料の収集事業や、情報ネットワークの構築に役立てるため、県内関連施設の資料等の保存状況についての調査を行う。

イ 収集

所在情報をもとに、計画的かつ体系的に資料の収集を実施する。将来は、愛知県内だけではなく、戦時中愛知県と関連が深かった地域（岐阜県、三重県、滋賀県など）にも収集エリアを拡大することも必要である。

ウ 収集の方法

収集事業は開館後も継続的に行わなければならない事業である。従って、その手法については一層工夫を凝らす必要がある。将来は実物資料から二次的な資料（文献や映像など）へ移行したり、県民の学習ニーズに的確に対応し、継続的な収集事業を実施する。

また、県民の参加と協力のもとに資料の収集事業を行うほか、県民、企業等に対して資料の提供キャンペーンを行う。

（３）資料の保存事業

ア 実物資料の保存

資料は良好な状態での保管ができるようにする。例えば紙製、革製、金属製といった資料の素材とその性質に応じて資料の劣化を防ぐようにする。

イ 保存システムの構築

実物資料の関連情報の整理・保存、コンピュータを使った写真や文書資料のデジタル化、資料の検索システムの構築などを行い、各種の資料を資料館の多彩な内容の事業に活用できるようにする。

（４）調査・研究事業

効率的な資料の収集とその的確な評価、適切なかたちでの保存方法等に関する各種の調査・研究事業を行う。

また、展示事業、学習・情報提供事業などの内容を正確かつ充実したものにするための各種の調査・研究や普及・交流事業の企画・実施に関わる調査・研究などを行い、資料館で行う各種事業の円滑な実施や水準の向上に役立てる。

< 調査・研究の基本項目 >

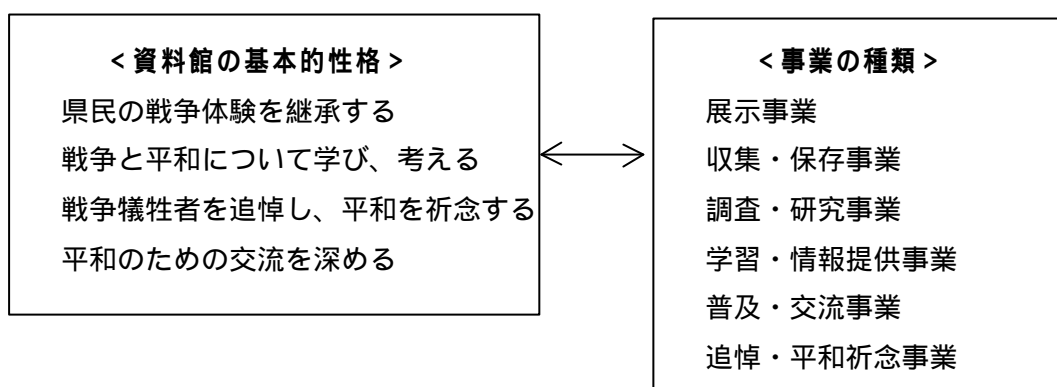
- ・ 資料の所在調査
- ・ 収集した資料に関する調査・研究
- ・ 資料の保存方法、資料の検索システムに関する調査研究
- ・ 県民のニーズに関する調査・研究
- ・ 展示等の事業手法等の調査・研究

(5) 展示事業

ア 展示に関する基本的な考え方

(ア) 事業全体と展示の関係

資料館の基本的性格である以下の4項目は、展示事業を中心としつつ、展示以外のいくつかの事業によって実現される。個々の事業は、これらの基本的性格をそれぞれに体现し、同時にそれぞれの事業の性格を生かして役割を分担し、連携していくものとする。



(イ) 展示事業の役割分担

展示の種類	基本的性格	役割
常設展示	<ul style="list-style-type: none"> 資料館の「顔」ともいえるべき性格 一定のイメージを常に発信し続けることができるが、反面、固定的で、変化への対応が遅れやすい 	<ul style="list-style-type: none"> 基本的な情報提供を担当 資料館の基本的な性格のうち「県民の戦争体験を継承する」部分を扱う 変化に対応できる柔軟な展示システムとする
企画展示	<ul style="list-style-type: none"> 資料館の「動き・成長」ともいえるべき性格 変化していく価値観や考え方、新しい要素への対応がしやすく、タイムリーな事業に適しているが、一定のイメージを形成していくのが難しい 	<ul style="list-style-type: none"> 時代の変化への対応を担当 資料館の基本的な性格のうち「戦争と平和について学び、考える」と「平和のための交流を深める」を扱う 常設展示の内容を広げたり、深めたりする役割を担当
その他の展示	<ul style="list-style-type: none"> 上記二つの展示手法を補足する 収蔵展示、コーナー展示、ネットワーク展示などがある	<ul style="list-style-type: none"> 主として常設展示と連動しつつ、独自の役割を果たす

イ 常設展示

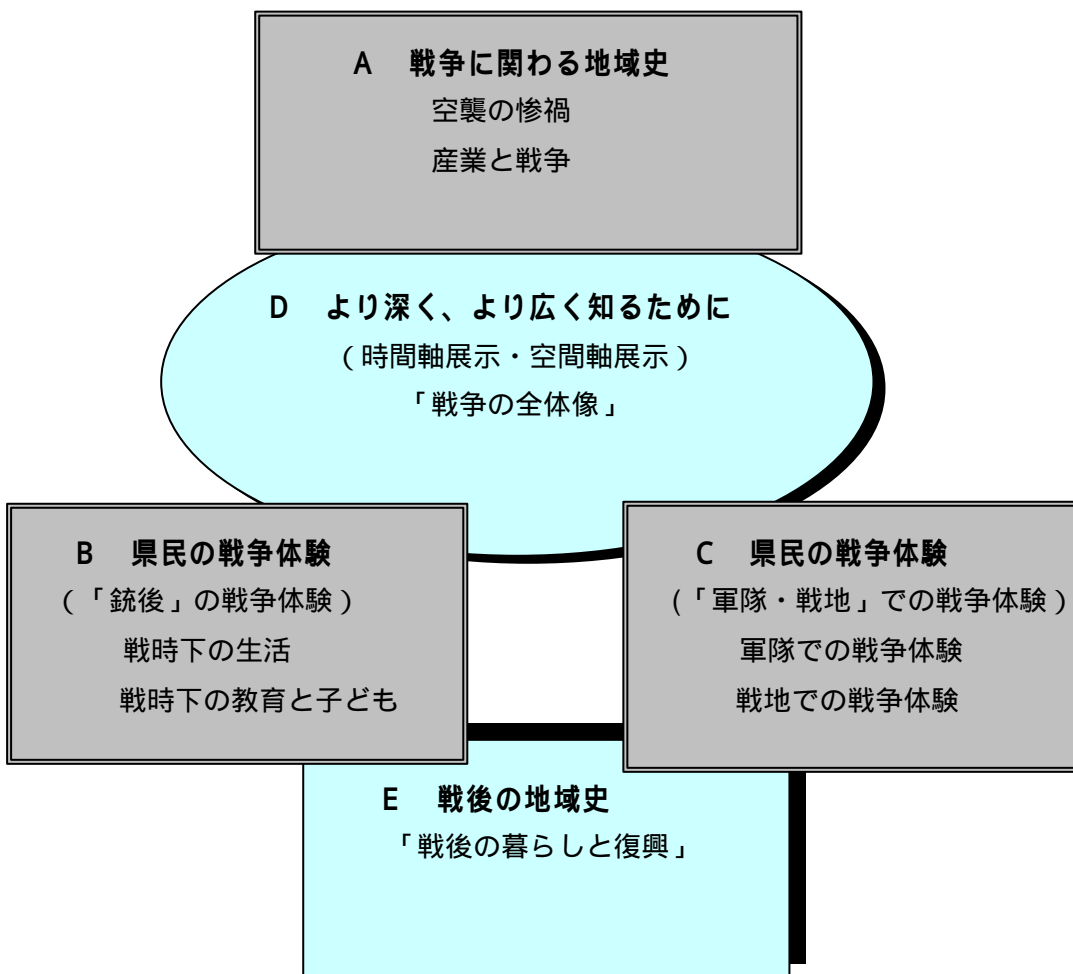
(ア) 展示構成の基本的な考え方

「県民の戦争体験」と「戦争に関わる地域史」
の二つを軸に展開する。

「県民の戦争体験」と「戦争に関わる地域史」の二つの軸をもつ展示を、より深く理解するために必要な情報としての「戦争の全体像」を効果的な位置に配置し、さらに戦後の地域史「戦後の暮らしと復興」を適切に配置する。

戦争と平和に関するテーマは多岐にわたるので、必要に応じて常設展示以外にも企画展示や他の事業活動で扱う。

(イ) 常設展示の基本構成



(ウ)常設展示の展開

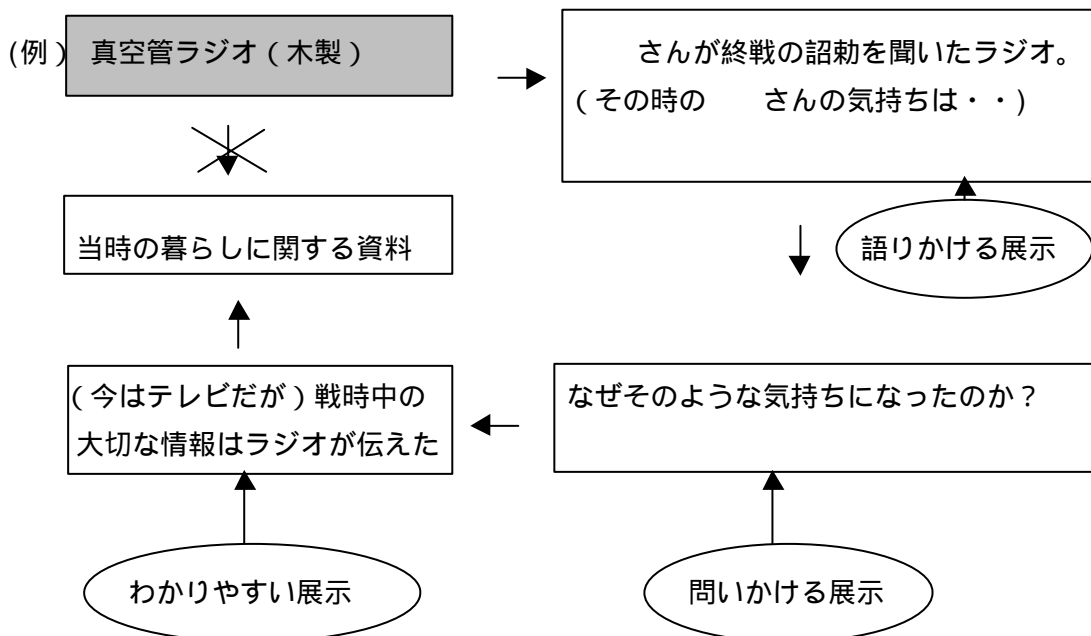
< 展示のあり方 >

- ・実物資料を通じて、個々の資料にまつわる人の生き死に、心や気持ちを伝える。すなわち、資料が「何であるか」よりも「何を語るのか」を伝えるよう「語りかける」展示を心掛ける。
- ・具体的・個別的な資料を提示し、その意味や解釈は来館者自らが考えることができるような展示とする。すなわち、「問いかける」展示とする。
- ・身近な物事や、現在の事物や地域とつながる展示とし、来館者の知ろうとする気持ちの回路につながるようにする。すなわち身近で現在につながる「わかりやすい」展示とするよう心掛ける。

< 展開の基本的な考え方 >

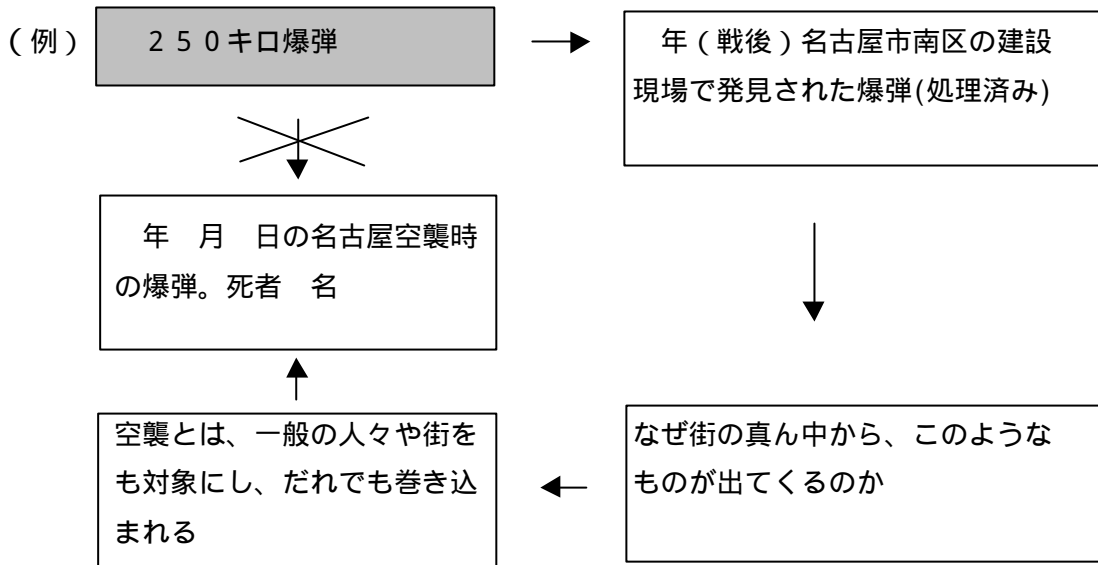
県民の戦争体験

- ・県民から寄せられた各種の資料や証言を基礎に構成する。これらの実物資料・証言は、その提供者にとって、掛け替えのない貴重な資料であることに留意し、個々の資料を大切に扱う展示内容とする。そして、こうした個々の資料の背後にある個別的な戦争体験を重視する。
- ・あらかじめ設定された全体ストーリーの中に個々人の個別的な戦争体験を整理してつなぎあわせるようなことを避け、生の戦争体験を語る個々の実物資料や証言に即して展示を構成する。



戦争に関わる地域史

- ・愛知県と名古屋市が共同で設置する資料館として、地域の戦争体験を重視し、地域の戦争体験を総合的かつ体系的に扱う。
- ・具体的に、愛知県の「どこで」「なにが」あったのかを重視する展示とし、地域の戦争の歴史に関わる具体的な資料を用いて展示を展開する。



「戦争の全体像」時間軸展示・空間軸展示

- ・「県民の戦争体験」・「戦争に関わる地域史」は地域に根差した戦争体験の展示であるが、この地域としての戦争体験を、先の大戦を中心とした戦争の全体像と関連づけ、より深く、より広く知ることができるようにする。
- ・先の大戦を中心とした戦争の全体像は、長い時間の経過と空間的な広がりでの理解がポイントである。そうした理解ができるような客観的かつ総合的な展示とする。

戦後の地域史「戦後の暮らしと復興」

- ・戦後の地域社会の状況や人々の暮らしの中に残された「戦争の傷跡」と、それに立ち向かった地域社会の様子を扱う。このことで戦争から平和への社会的状況の転換を提示する。
- ・戦後の街の復興の足取りをたどり、現在の地域社会とつなぐ展示とする。このことで戦争は過去のものであるが、同時に現在の地域社会の出発点であったことを提示する。

(I)各展示コーナーの基本構成

A 戦争に関わる地域史

空襲の惨禍

テーマ：私たちの街の空襲

展示主旨 ・いろいろな街に爆弾が投下された事実
・空襲体験とは

展示の基本構成 (1)各地の空襲の記録
(2)県民の空襲体験

< 展示の展開（例） >

A - (1)各地の空襲の記録（あわせて各地の軍事施設に関する展示も行う）

・名古屋市関連資料 ・豊橋市関連資料 ・豊川市関連資料
・一宮市関連資料 ・半田市関連資料 など

A - (2)県民の空襲体験

・250キ口爆弾 ・焼夷弾で焼け焦げた床板、空襲により変形したピン
・爆焼死証明書 ・消火作業実施報告書
・強力消火弾、防火バケツ、防空頭巾
・防空壕に関する資料
・「空襲、地震、敗戦」体験記
・豊川海軍工廠空襲50周年忌記念合唱楽符 など

産業と戦争

テーマ：生産というもうひとつの戦場

- 展示主旨** ・戦争が戦場で戦うだけではなく軍需物資の生産戦でもあったこと
愛知県は戦前から全国でも有数の工業集積地であった事実
・人々は生産戦にも参加しなければならなかったこと

- 展示の基本構成** (1) 県内の軍需工場
(2) 軍需工場の人々

< 展示の展開（例） >

A - (1) 県内の軍需工場

- ・ 陸軍造兵廠関連資料
- ・ 豊川海軍工廠関連資料
- ・ 中島飛行機関連資料
- ・ 三菱重工関連資料
- ・ 愛知航空機関連資料
- など

A - (2) 軍需工場の人々

- ・ 表彰状（陸軍造兵廠烏居松製作所）
- ・ 食器（豊川海軍工廠）
- ・ 中島飛行機採用通知
- ・ 動員通知（中島飛行機など） など

戦時下の生活

テーマ：暮らしの中の戦争

展示主旨 ・戦争の中の暮らしとはどのようなものか？
・平和な普通の暮らしとどう違うのか？

展示の基本構成 (1)人々の気持ち
(2)まち
(3)暮らし

< 展示の展開(例) >

B - (1)人々の気持ち

- ・戦意高揚ポスター、戦意高揚スライド
- ・肉弾三勇士の文鎮
- ・報国債券など
- ・チラシ「護れよ祖国 備えよ保険」
- ・軍人勅諭等庶民への配付写真
- ・雑誌「銃後」など
- ・恩賜財団軍人援護会からの「結婚に対する祝辞」
- ・補充隊長から家族に宛てた「戦傷を知らせる手紙」
- ・封筒（戦地へ出したが戻ってきた）
- ・応徴の家の木札
- ・遺骨伝達式案内
- など

B - (2)まち

- ・回覧板（婦人会常会用）
- ・写真（国防婦人会の制服姿）
- ・大日本国防婦人会委嘱状
- ・当時の新聞
- ・辞令（警防団員を命ず）
- ・都市疎開地方転出証明書（名古屋から豊川へ）
- ・金属回収の明細書と領収書
- ・市民読本
- など

B - (3)暮らし

- ・割烹帳（雑草料理、代用食、いなご料理など）
- ・妊産婦手帳
- ・包帯（戦時中配給品）
- ・電球、電灯の笠
- ・真空管ラジオ、手巻式蓄音機・レコード(昭和10年代の歌謡曲、講談など)
- ・足温器、こたつ（陶器製、金属製）、パン焼器
- ・国民服（帽子、防空頭巾、ゲートル）、モンペ、マント、絹製背広
- ・家庭用品購入通帳、配給物資購入登録票、衣料切符
- ・NHK ラジオ領収証
- など

戦時下の教育と子ども

テーマ：戦争の中の学校と子ども

- 展示主旨**
- ・今とは随分違う学校
 - ・子どもたちの目を通して見た戦争

- 展示の基本構成**
- (1)学校と教育（先生と生徒）
 - (2)子どもだった人たちが残したもの

< 展示の展開（例） >

B - (1) 学校と教育（先生と生徒）

- ・ 小学国語読本、小学国語読書
- ・ 尋常小学地理書
- ・ 高等小学修身書
- ・ 教科書（女学校）
- ・ 国定歴史教科書（復刻版）
- ・ 修練要綱（名古屋市国民学校）
- ・ 中学国史通記
- ・ 通知表（尋常小・高等小）
- ・ セルロイドのお針箱など
- ・ 旅行貯金表（修学旅行用）
- ・ 体力手帳
- ・ 水筒
- ・ 小冊子（女学生の日常生活規則）、青年学校手帳
- ・ 学童疎開の記録
- ・ 学生服、学徒動員時の学生服、東海中学生服ボタン
- ・ 国民学校修了記念アルバム
- ・ 当時の学校の風景写真
- など

B - (2) 子どもだった人たちが残したもの

- ・ ラッパ、国旗（少年団使用）
- ・ 少年団へ戦地からの手紙
- ・ 戦争の絵、夏休みの日誌、文集
- ・ 干した米、麦のおやつ
- ・ おもちゃ
- など

C 県民の戦争体験 「軍隊・戦地」での戦争体験

軍隊での戦争体験

テーマ：戦場の県民

- 展示主旨**
- ・ 県民は戦場でどのような体験をしたのか
 - ・ その人たちはどのような人々であったのか

- 展示の基本構成**
- (1) 戦場における個人の体験
 - (2) 徴兵制と軍隊

< 展示の展開(例) >

C - (1) 戦場における個人の体験

- ・ 写真（中支からスマトラへいたる各地の転戦の様相）
 - ・ 小銃弾（中国兵使用）
 - ・ 手記（従軍中の軍隊生活）
 - ・ 軍服類
 - ・ 写真（中国人と日本兵）
 - ・ 軍事郵便はがき（ルソン島捕虜収容所から）
 - ・ 従軍者慰問カルタ、百人一首
 - ・ 沖縄戦で使用したゴボウ剣
 - ・ 遺書（中支）
 - ・ 水筒、飯盒、天幕、毛布などの装備
 - ・ 写真（陸軍の作戦中や生活）
 - ・ シベリア抑留（手紙）
 - ・ 軍票（フィリピン）
- など

C - (2) 徴兵制と軍隊

- ・ 徴兵検査結果通知
 - ・ 出征風景
 - ・ 日の丸寄書き、千人針
 - ・ 従軍証明書
 - ・ 海軍主計尉官辞令
 - ・ 戦死通知、遺骨を入れた箱
 - ・ 入営命令書
 - ・ 奉公袋、貴重品袋
 - ・ 軍隊手帳、軍隊用操典、戦陣訓
 - ・ 陸軍少年兵募集チラシ
 - ・ 演習用手榴弾、弾丸
 - ・ 砲兵射撃教範
- など

戦地での戦争体験

テーマ：非戦闘員の外地での戦争体験

- 展示主旨
- ・人々はなぜそこにいたのか
 - ・非戦闘員の戦地での戦争体験とは？

- 展示の基本構成
- (1) 満州・中国での出来事
 - (2) その他の地域での出来事

< 展示の展開(例) >

C - (1) 満州・中国での出来事

- ・満州電信電話株式会社株券
- ・東海村関連資料
- ・愛知県在満報国農場関連資料
- ・朝陽屯開拓団関連資料
- ・東三河郷関連資料
- ・満州開拓青少年義勇軍関連資料

- ・満州に進攻したソ連兵が略奪したと伝えられる日本人形
- ・引揚関連資料（引揚証明書、引揚船連名簿、検疫証明書、
現駐地ヨリ復員地迄ノ輸送表）

など

C - (2) その他の地域での出来事

- ・引揚関連資料（引揚証明書、引揚船連名簿、検疫証明書、
現駐地ヨリ復員地迄ノ輸送表）

など

D より深く、より広く知るために「戦争の全体像」

(時間軸展示・空間軸展示)

テーマ：戦争全体の流れ（時間軸）と広がり（空間軸）

展示主旨 ・先の大戦を中心に、年表、パネル、写真だけでなく、音声、映像等の多様な展示手法を駆使し効果的にその全体の流れを示す。

展示の基本構成

- (1) 展示A、B、Cは、どのコーナーから見始めてもよいようにするとともに、この展示Dコーナーは、それら3コーナーの中央部に設置し、ABCの各展示を見たあと、再びこのコーナーに戻るような空間構成とすることが望ましい。
- (2) このコーナーは、いわば「総論的な」展示であるが、同時に休憩や会話のためのスペースとしても機能するよう工夫する。また、利用者は自らの関心に応じ知りたいことは自分で自由に見たり、聞いたり、検索できるようにしておく。

< 多様な展示手法の例 >

- ・地名・地図検索壁面パネル
- ・事項検索モニター
- ・多様な装置を使った年表（年表、写真パネル、映像モニターなどを組み合わせたもので、空間の周囲の壁面に設置する）
- ・パンフレット、図書資料なども一部設置する。

E 戦後の地域史 「戦後の暮らしと復興」

テーマ：戦争の傷跡と地域の再生

- 展示主旨**
- ・戦争は人と地域にどのような傷跡を残したか
 - ・戦争の惨禍からの人と地域の再生

展示の基本構成

- (1)戦後の社会状況とその足取り
(いろいろなかたち、人それぞれの「戦後」)
- (2)復興とまちづくり

< 展示展開の例 >

E - (1) 戦後の社会状況とその足取り

(いろいろなかたち、人それぞれの「戦後」)

- ・ 励ましの手紙（戦犯の父宛て）
- ・ 傷痍軍人証明書
- ・ 遺族関係資料
- ・ 進駐軍関係資料
- ・ 戦後の新聞雑誌類
- ・ 焼け跡の生活
- ・ 食料買い出し、闇市、戦争孤児等の写真
- ・ 赤ガラス付き夜間停止表示灯（終戦直後バスに搭載）
- ・ 第1回愛知県復興宝くじ
- ・ 新憲法普及用冊子
- ・ 木炭購入手帳、家庭用しょう油購入手帳
- ・ ジュラルミン製ヤカン、一合升
- ・ 小学校の教科書、時間割、子どもの玩具

など

E - (2) 復興とまちづくり

- ・ 都市計画の歩み
- ・ 現在の街と終戦直後の街の比較（写真による）

など

ウ 企画展示

(ア) 基本的な方針

- a 常設展示を補完し、常設展示の内容を広げたり、深めたりする。
- b 資料館の基本的性格である「戦争と平和について学び、考える」事業を実施する。
- c 資料館の基本的性格である「平和のための交流を深める」事業を実施する。

以上の三つの方針を柱に、時代や社会のニーズに柔軟に対応する展示事業を行う。

(イ) 事業の内容

a 常設展関連

- (例) ・ 広島、長崎の原爆に関するもの
- ・ 沖縄戦に関するもの
 - ・ ヨーロッパと第二次世界大戦に関するもの
 - ・ 学童疎開に関するもの
 - ・ 日本全体の空襲に関するもの
 - ・ 戦時下の報道に関するもの
 - ・ 「描かれた戦争」（戦時下に描かれた絵画展）
 - ・ 「戦争ポスター展」
 - ・ アジアの戦争遺跡に関するもの
- など

b 現代の課題に関するもの

- (例) ・ 世界の民族問題と局地戦に関するもの
- ・ 平和への取組みに関するもの
 - ・ 戦争と人権に関するもの
- など

c 国際的な取組み

- (例) ・ 「世界の教科書展」
- ・ 「世界の戦争資料館・平和博物館」
 - ・ 「世界の平和ポスター展」
- など

エ その他の展示

収蔵展示	<ul style="list-style-type: none">・ 県民から寄せられた資料のうち、常設展示で展示できない資料について、分類整理し、来館者が自由に検索・閲覧できることを前提にした実物資料中心の展示。・ 将来的には画像データベース化し、ネットワーク展示と統合する。
コーナー展示	<ul style="list-style-type: none">・ 収蔵資料の一部を、一定のテーマで構成し、ロビーや廊下などの空間で展示する。・ 年に数回の展示替えをし、固定化しがちな常設展示に小さな変化を与えるようにする。
ネットワーク展示	<ul style="list-style-type: none">・ 県内各地の類似施設の紹介や、あるいは歴史資料館や民俗資料館に部分的に収蔵・展示されている戦争関連資料などを画像データベース化し、バーチャルな拡大情報展示を行う。・ 県内各地の戦争に関する遺跡の情報等もデータベース化し、利用できるようにする。・ 県外各地の類似施設、関連施設の資料データベースとつなぎ、自由に閲覧できるようにする。 <p>(例) 広島平和資料館の収蔵資料はデータベース化されている。あるいは広島平和センターでは市民の描いた原爆の絵や、被爆に関する写真を画像データベース化しており、ネットワーク上でみることができる。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 将来的には、こうしたデータベースは、個人や学校に対してネットワークを通じて提供できるようにする。

(6) 学習・情報提供事業

来館者の展示に対する理解を深めたり、県民の学習活動に役立てるため、図書、ビデオ等のライブラリーの設置、情報データベースの構築、情報ネットワークなどを整え、各種の情報を県民に提供する。

ア 一般ライブラリー事業

一般図書、私家本、企業史などの文献を収集し、県民が利用できるようにする。

イ 映像ライブラリー事業

戦争体験に関する様々な市販ビデオ、関連施設・団体が製作したビデオ、映画フィルム等の映像資料を収集し、県民が利用できるようにする。

ウ 情報データベースの構築と運営

戦時中の新聞、雑誌、写真、手紙など、展示事業や一般ライブラリー事業に整理・統合しにくいものも十分な活用ができるように、資料全体をデジタル情報データベース化し、検索しやすいようにする。

一部の情報データベースは、インターネット等を通じて、来館しなくても利用できるよう戦争に関する資料や資料に基づく情報のネットワークを整備する必要がある。

エ 情報ネットワークの形成

他施設・団体のホームページやデータベースとの接続を図り、資料館でもアクセスできるようにする。また県立図書館などの検索システムとの接続も検討する。

オ ホームページの作成

施設、事業に関するホームページを作成する。また県内各関連施設の同様なホームページづくりに協力する。これによって来館を誘導すると同時に、来館を前提にしない情報提供サービスもできるようにする。

(7) 普及・交流事業

講演会やシンポジウム、映画会、その他の多彩な行催事を実施し、戦争体験の継承を図るとともに、国際交流・世代間交流などの事業も実施する。

また、県下の市町村を始め、学校、図書館などの諸施設との連携を図る。

・主な事業の種類

講演会 / 講座 / シンポジウム / 映画会 / 県民の参加型調査活動 / 語り部 / 出版事業 / 映像制作事業など

・学校教育との連携事業

教材等の作成への協力、学校向け施設見学プログラム・資料の作成、教育関係者等の事前研修などの実施

(8) 追悼・平和祈念事業

先の大戦で犠牲となった戦没者や空襲で犠牲になった人々など、「戦争犠牲者」を追悼し、平和を祈念するモニュメントを設置する。

また、ソフト事業では、国際的なシンポジウムなどのイベントおよび展示等の事業において追悼・平和祈念的な内容の事業の実施について検討する。

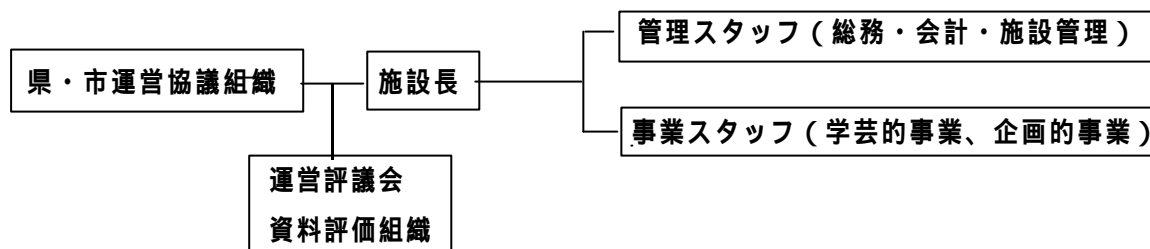
第4 管理・運営計画

1 運営形態

資料館は、愛知県及び名古屋市の共同事業として検討が進められており、管理運営面においては運営主体の一本化を図ることが望ましい。また、県民の事業への参画、民間セクターの協力のもとに運営し、幅広い事業が実施できるような体制づくりが求められる。

2 運営組織

以下のような組織の基本形態が考えられる。



3 管理・運営上の留意点

- (1) 資料の収集・保存事業や調査・研究事業を円滑に進めていくために、専門的な知識を持ったスタッフの確保に努める。資料館の開設に向けて、将来、専門的な分野での中心になる人材を早期に確保し、既存の類似施設等での実務研修に派遣したり、計画立案に参加させたりするなどの工夫が必要である。
- (2) 資料館づくりは資料の収集事業が先行する。従って、資料収集事業の体制づくりと資料評価組織の設置を早期に行う必要がある。資料評価などにおいては、外部の専門家・関係者、類似施設や大学等の研究機関と連携しつつ事業が実施できるような体制とする。また、学生等のボランティア・グループが資料収集に参加できるような柔軟な体制が望ましい。
- (3) 資料館の運営にボランティアとして県民が参加できるシステムについて検討する。
- (4) 一般的に来館した人々に対する情報サービスについてはあらかじめ検討され、充実しているが、「施設に足を運ぶまで」の動機づけのプログラム設定がないがしろにされる例が多い。多くの来館者を獲得できるように、広報活動を重視し、事業の中にしっかりと位置づけ、充実させていく必要がある。

第5 施設計画

1 建設場所

資料館は、次のような立地条件を満たすことが望ましい。

- (1) 交通の便がよく、県民が利用しやすい立地条件をもつ場所
- (2) 他の文化施設・都市施設などが集積し（今後の計画も含む）、それらとの相乗効果が期待できる場所

2 施設の在り方

(1) 外観デザイン

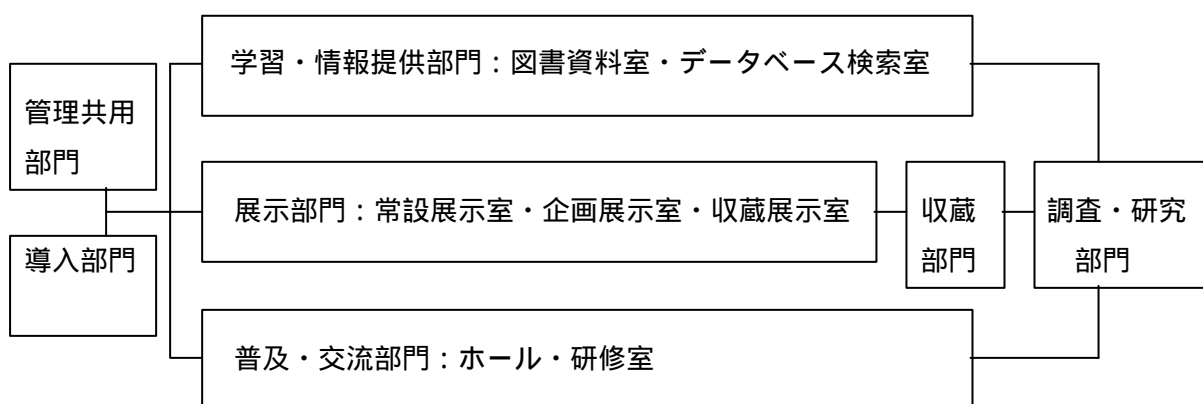
資料館の理念を表すような、シンボル性をもった形状の施設とする。施設そのものが存在感を示すことは、来館者を引き付けるうえで重要な要素となる。ただし、周辺環境との調和にも留意する。

(2) 利用しやすさ

資料館は、展示ギャラリー、ホール、ライブラリーなどの多様な機能をもつ複合文化施設である。そしてそれぞれの機能に対応した施設空間を必要とする。従って、これらの施設空間の利用のしやすさ、つながりなどを考慮し、全体として使いやすい施設づくりが望まれる。

また、だれでも気軽に入りやすく、身体に障害のある方々なども十分に利用しやすい施設づくりが必要である。

3 施設の基本構成



4 施設内容

部 門	室 名	内 容
導入部門	エントランスホール	受付・案内、団体溜まり場、ロッカー、喫茶・売店など
収蔵部門	一般収蔵庫	一般資料の保存
	特別収蔵庫	貴重な資料、保存の難しい資料等の保存
	一時収蔵庫	企画展示等の事業に対応する資料の一時収納
	荷さばき室	収蔵庫に収納する前の資料の荷解き、写真撮影等に利用する
調査・研究部門	調査・研究作業室	調査・研究活動やそれに伴う小会議、資料整理、資料の作成等に利用
	(研究資料室)	図書資料室の閉架式書庫と兼用)
展示部門	常設展示室	常設展示
	企画展示室	各種企画展示
	収蔵展示室	小型展示物等の分類型展示
学習・情報提供部門	一般図書閲覧室	レファレンス、開架式書棚、閲覧デスク
	子ども用図書閲覧室	開架式書棚、閲覧デスク
	映像資料室	ビデオブース
	閉架式書庫	貴重な図書資料等の保管
普及・交流部門	大ホール	シンポジウム、会議、講演、映画会、団体利用等に対応
	小ホール	小規模な事業に対応
	会議室・研修室	複数を設定、可変的なものとする
管理共用部門	事務室	館長室、応接等を含む
	倉庫	備品等の収納
	機械室	空調設備等
	その他	廊下、トイレ、(階段・エレベーター)など

5 施設内動線

(1) 利用しやすい動線

資料館は、展示、学習・情報提供、普及・交流など多様な事業を実施するため、多様な空間が設置される複合的な施設となる。従って、それぞれの利用形態に適合した簡潔でわかりやすい動線とする必要がある。また管理しやすい動線設定も必要である。

できれば一般利用者の動線は、エントランスから放射状に設定して、目的とする諸室にアプローチしやすいようにするのが望ましい。

(2) 利用動線と管理動線の分離

利用者の行動を把握し、利用者に対するいろいろなサービスが迅速に提供できるように、スタッフができるだけ利用者に近づきやすい動線とするのが望ましい。しかし、利用者の動線と管理スタッフの動線はできるだけクロスしないほうがよいので、合理的な分離が必要である。

(3) 団体利用動線

学校等の団体利用が多くなることが予想される。一般入館者とは異なるこれら団体入館者に対応する動線を設定しておく必要がある。

(4) 資料の搬入出動線

企画展示などの事業の際に、資料等の搬入出がスムーズにできる動線とする。また資料の搬入出動線は、企画事業への対応だけではなく、資料の保存スペースともつながっていなければならない。

第6 戦争に関する資料の収集方針

資料館は、戦争の体験を次の世代に引き継ぎ、戦争の残した教訓や平和の大切さを県民が学ぶことにより、平和を希求する豊かな心を育み、平和な社会の発展に寄与することを設置の目的としている。

資料館が行う事業が効果的かつ効率的に図られるため、資料の収集に当たり、ここに資料収集方針を定める。

1 収集の基本方針

- (1) 急速に失われつつある、戦争の惨禍を物語る貴重な資料や当時の生活を伝える物等、戦争体験を伝える資料の散逸を防ぐため、積極的かつ継続的に収集する。
- (2) 展示、学習・情報提供、調査・研究等の事業活動の基盤となる資料を計画的かつ継続的に収集する。
- (3) 資料は、戦災関連資料、戦時下の生活資料、軍関係資料等のほか、県民の学習活動に役立つ、戦争に関する図書・文献資料や映像資料等についても、貴重な財産として積極的に収集する。

2 資料の範囲

(1) 基本的考え方

- ア 収集する資料は、戦争に関する資料であれば、原則としてすべてを対象とする。
- イ 収集する資料は、満州事変から太平洋戦争終結までの時期と戦後まもない頃の戦争と県民生活に関するものを中心に、幅広い内容のものを対象とする。
- ウ 収集する資料は、年代、種類、性格、地域等を考慮した上で、専門的な見地から資料館独自の資料分類を作成する。

(2) 具体的な収集資料

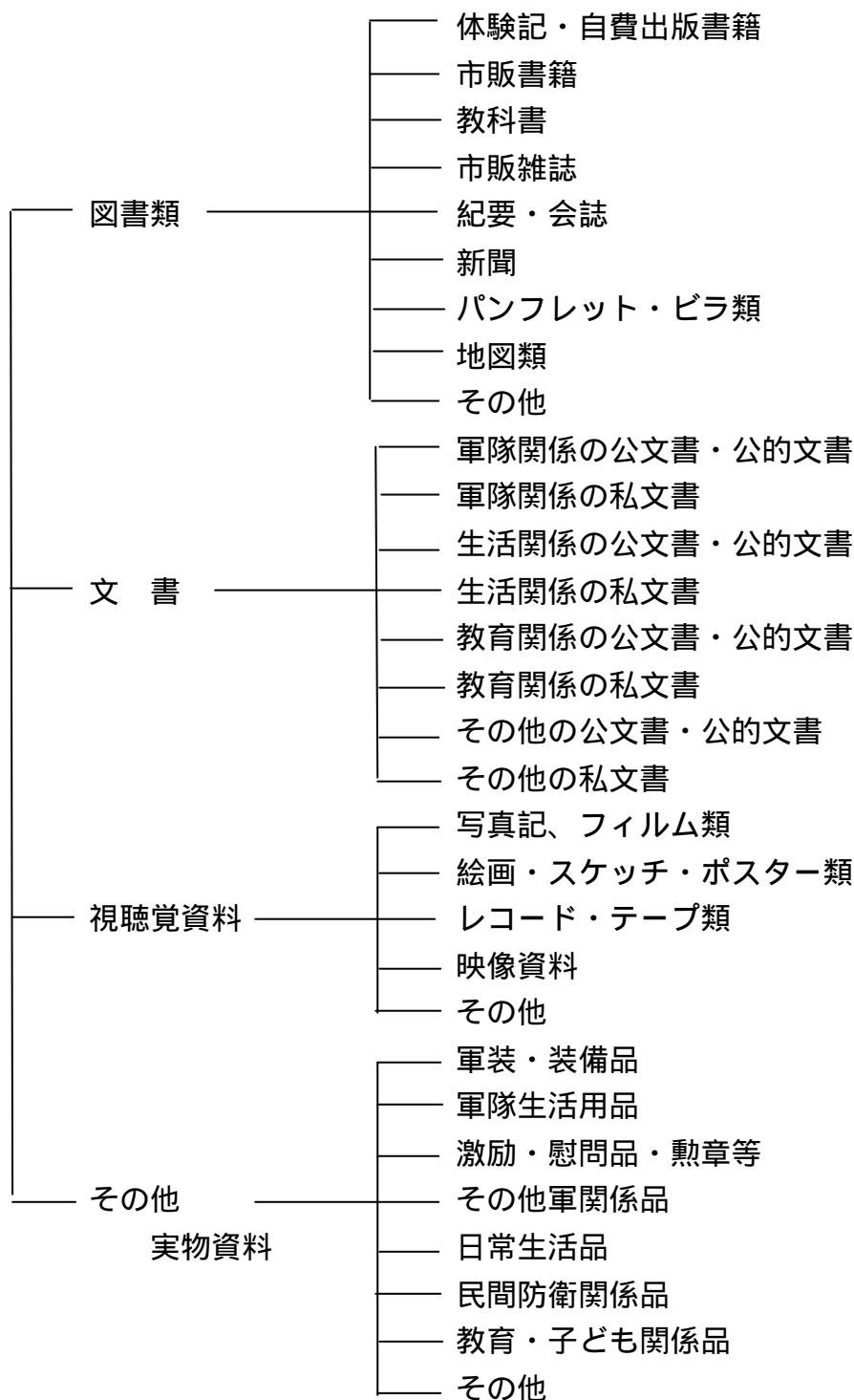
資料は、実物資料だけでなく、写真や映像、音声、図書、文献資料も重視し収集をする。

種類	資料例
実物資料	<ul style="list-style-type: none">・日常生活品 (各種配給切符、国民服、紙幣、証券、貯金通帳、軍票、防空頭巾等)・教育・子ども用品(玩具、学用品等)・軍装品(軍服、軍靴、かぶと、階級章、軍隊手帳、軍旗等)・軍隊生活用品(食器、水筒、慰問袋、寄せ書き、勲章等)・代用品(陶製、貝製、竹製、紙製、籐製等)・その他関連資料
写真資料 映像資料 音声資料	<ul style="list-style-type: none">・戦中、戦後の関連写真、報道写真・戦時中のニュース映画、記録映像、音声資料・戦争体験者の証言ビデオ、音声テープ等・戦争に関する映像作品(ドラマ、ドキュメンタリー)・類似施設の紹介ビデオ・その他関連資料
図書資料 文献資料	<ul style="list-style-type: none">・戦争中の新聞、ポスター、雑誌、教科書・国及び地方公共団体が出版した図書・国内外の類似施設が出版した図書、年報、機関誌等・国連等の関連機関が出版した図書・体験記等の自費出版の図書・戦争をテーマにした文学作品・その他関連資料

(3) 資料分類

資料収集がかなり進んだ段階で、資料分類の作成に着手することを前提とした上で、当面は、平成7・8年度に資料所在調査を行った際の資料分類を採用する。

<平成7・8年度 資料所在調査時の分類>



3 収集の方法

収集対象となる戦争関係資料については、戦争を直接体験した世代の高齢化によって、時の経過とともに、ますます収集が難しくなっている。従って、一刻も早く資料の収集に着手する必要がある。また、戦争の体験を次代に継承する

ことから、資料の収集とともに、その資料にまつわる情報や体験談の収録等も必要となる。収集に当たっては、以下の方法により行うこととする。

- (1) 戦争に関する資料の収集については、平成 7・8 年度に市町村及び県民を対象に所在調査を実施し、あわせて 17,800 点の資料の所在が確認されている。
この内、県民による個人所有の資料で、寄贈意思の確認されたものを優先的に収集し、その後、一部寄贈・貸出可能者へ呼びかける。
- (2) 収集は、収集班を編成し、直接現地での面接により聞き取り調査を行う。そのためには、できるだけ早く専門職員を配置することが必要である。
なお、現地においては、地元在住の戦争体験者又は郷土資料館員等の、戦争や地元の情報に明るい方に協力を依頼することが望ましい。
- (3) 所在調査を基に、誰が、どこで、いつ、何の目的で使ったものか判断ができるように、調査表を作成して行い、資料 1 点につき 1 カードを作成する。
- (4) 資料の収集に当たっては、資料の信頼性、客観性等について、的確に判断ができる体制（例：「資料収集評価委員会」の設置等）を整備するとともに、具体的な計画を立てた上で収集に取り組む必要がある。
なお、当面の措置として有識者の協力による対応も考えられる。
- (5) 資料収集は、県民への呼びかけによる資料収集から着手し、その進捗に合わせて関連団体等への協力要請による調査と収集を進め、展示内容が確定した後には展示テーマによる資料調査・収集を行う。
なお、収集活動を展開する上で、より多くの資料や情報を寄せてもらえるよう、多様な方法で県民の関心を高める呼びかけを行う必要がある。
- (6) 必要に応じては、遺族会や関連団体、県内の民間企業等に協力を要請し、展示上、情報提供上必要なものは有償による収集も検討する。
- (7) 収集の方法としては、以下のことが考えられるが、当面は、「ア」による方法で進め、「イ」から「キ」については、必要性和条件を考えた上で対応を図る。

ア 受贈：所有者から資料の所有・管理権の委譲を受ける。

イ 受託：所有者から一定期間、一定条件のもとで資料を預かる。

ウ 交換：同じ種類で数多く所蔵している資料について、国内外の関連施設等と資料の交換を行う。

- エ 借入：企画展示を行う場合等に、資料を所有者から借りる。
- オ 製作：複製や映像資料等を製作する。
- カ 購入：所有者から有償で資料を入手する。
- キ 採集：調査を行うことで、必要な資料・情報を入手する。

4 収集の推進にあたって

収集を行う上で、県民が所有する資料を対象に収集を展開するが、遺族会や関連団体等についても、段階的に対処する必要がある。

< 資料所有対象 >

- ・ 県民が所有する資料
- ・ 遺族会、関連団体、新聞社、民間企業等が所有する資料
- ・ 国内外の公的機関（博物館、資料館、図書館、公文書館等）が所有する資料

5 仮収蔵施設の整備

収集した資料については、分類整理し、資料台帳を整備して良好な状態で保管しなければならない。資料の多くは既に相当の年月が経過しており、現時点でも保存状態が悪いものも多いと考えられる。そのため、仮収蔵施設としてふさわしい、ある程度、温度・湿度等が管理できる、資料の保全に適した施設を早急に確保する必要がある。

仮収蔵施設としては、仮設倉庫の建設、民間倉庫の借り上げ、空きスペースの活用（会議室、教室等）、他の博物館の収蔵庫の使用等が考えられる。